

振替株式の発行者による 機構への通知等に関する説明会

平成21年4月
株式会社 証券保管振替機構

目次

1. はじめに
2. 株式等振替制度における機構への通知方法
 - (1) 株式等振替制度における通知事項
 - (2) 通知書類の提出方法等
 - (3) Target保振サイトによる通知書類の提出方法等
3. 通知事項に関する留意点等
 - (1) 第三者割当増資
 - (2) 自己株式の消却
 - (3) 合併等(消滅会社等 = 非上場会社)
 - (4) 合併等(消滅会社等 = 上場会社)
 - (5) 単元未満株式の売渡請求の取次
 - (6) 正当な理由に基づく総株主通知請求
 - (7) 四半期会計期間の末日に係る総株主通知請求
 - (8) その他の通知事項に関する留意点
 - (9) よくあるご質問
4. その他

1. はじめに

本年1月5日より株式等振替制度を開始いたしました。これに伴い、株式の発行会社がコーポレートアクション等について決議・決定をされた場合に、当機構が規則に定めるところによりその内容をご通知いただく場合の通知事項及びその具体的な手続方法等を一部変更しております。

変更後の手続方法等については、当機構ホームページに掲載する「振替株式の発行者の決定事項等に関する通知要領」及び「Target保振サイトによる発行者の決定事項に関する通知マニュアル」にてご案内をしておりますが、株券等保管振替制度からの変更点等が多いこともあり、株式の発行会社のご担当者の皆様から多数のご質問をいただいております。

このため、発行会社のご担当者の皆様の疑問を解消し、今後の株式等振替制度の運営の円滑化を図るため、当機構への通知の具体的な手続方法及び留意点等について、本説明会にて、あらためてご紹介させていただくことといたしました。

2. 株式等振替制度における機構への通知方法

(1) 株式等振替制度における通知事項

No	通知事項	開示資料 による代用	通知書式に よる通知	公示情報	備考
1	募集株式の 募集	公募	可		
2		第三者割当	可		
3		有償増資	可		
4	取得条項付株式の全部取得	可			
5	取得条項株式付株式の一部取得	可			
6	全部取得条項付種類株式の取得	可			
7	自己株式の消却	可			
8	株式の併合	可			
9	株式の分割	可			
10	株式無償割当て	可			
11	吸収合併	消滅会社(振替株式発行会社)	可		通知書式による通知は2回
12		存続会社(振替株式発行会社)	可		
13	新設合併	可			

1 は常に通知が必要となるもの、 は一部通知が必要となるものを示しています。

2 「3.通知事項に関する留意点等」の対象の通知事項に網掛けをしています。

3 この頁の表中で、株券電子化後、新たに通知が必要となった通知事項は、No2、4、5及び7になります。

No	通知事項		開示資料 による代用	通知書式に よる通知	公示情報	備考
14	吸収分割		可			
15	新設分割		可			
16	株式交換	完全子会社(振替株式発行会社)	可			通知書式による通知は2回
17		完全親会社(振替株式発行会社)	可			
18	株式移転	完全子会社(振替株式発行会社)	可			通知書式による通知は2回
19		完全親会社(振替株式発行会社)				新規上場と同様の手続
20	定款変更					変更後の定款はPDFファイルをTarget保振サイトにより提出
21	株式取扱規則変更					変更後の株式取扱規則はPDFファイルをTarget保振サイトにより提出
22	基準日の設定		可			
23	単元未満株式の売渡請求の制限					
24	取得請求権付株式の取得請求の制限					
25	外国人保有制限に係る通知					
26	代表者届出印の変更を伴う代表者の変更					書面により提出
27	代表者届出印の変更					書面により提出
28	登記上の本店所在地の変更					書面により提出

- 1 は常に通知が必要となるもの、 は一部通知が必要となるものを示しています。
- 2 「3.通知事項に関する留意点等」の対象の通知事項に網掛けをしています。
- 3 この頁の表中で、株券電子化後、新たに通知が必要となった通知事項は、No24及び26～28になります。

No	通知事項	開示資料 による代用	通知書式に よる通知	公示情報	備考
29	商号変更				
30	代表者届出印の変更を伴わない代表者の変更				
31	株主名簿管理人の変更				
32	情報取扱責任者等の変更				
33	上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止				
34	ゆうちょ口座の振込指定の可否の変更				
35	総株主 通知請求	四半期会計期間の末日の申込			請求書はPDFファイルをTarget保振サイトにより提出
36		四半期会計期間の末日の取下げ			
37		正当な理由による請求			請求書はPDFファイルをTarget保振サイトにより提出
38	上場廃止又は指定の取消しの原因となる事実の発生	可			
39	振替株式の無効事由等の発生				
40	所在不明株主の株式売却				

1 は常に通知が必要となるもの、 は一部通知が必要となるものを示しています。

2 「3.通知事項に関する留意点等」の対象の通知事項に網掛けをしています。

3 この頁の表中で、株券電子化後、新たに通知が必要となった通知事項は、No30、34～37及び39になります。

(2) 通知書類の提出方法等

□ 通知書類の提出方法

□ Target保振サイトによる提出

(「(3) Target保振サイトによる通知書類の提出方法」参照)

□ 書面の郵送による提出

郵送の場合は、配達証跡が残る方法としてください。

通知書類の他、「提出書類明細書」を添付してください。

原則として、機構窓口での通知書類の受領は行いません。

□ 通知書類の提出時期

□ 適時開示等の対象となる通知事項

決議・決定後の適時開示又は法定公告の後、速やかに提出

□ 適時開示等の対象とならない通知事項

決議、決定後又は実施後速やかに提出

(3) Target保振サイトによる通知書類の提出方法等

□ Target保振サイトによる提出方法

□ 適時開示資料に記載する内容

機構に対して通知すべき事項のうち、適時開示資料の記載対象となる内容については、適時開示資料の標題及び開示日時をTarget保振サイトの備考欄に記載することにより、通知書類の提出に代えることが可能(開示資料の代用による通知)

適時開示資料をTarget保振サイトに添付して提出することも可

□ 適時開示資料に記載しない内容

機構に対して通知すべき事項のうち、適時開示資料の記載対象とならない内容については、機構が定める通知書式に通知内容を記載してTarget保振サイトにより提出する

□ Target保振サイトによる通知書類の提出手順

決議・決定事項を機構に通知する必要があるか、弊社ホームページ(**HOME / 制度について / 株式等振替制度 / 発行者の通知事項** (URL: <http://www.jasdec.com/system/less/notice/index.html>))に掲載する「発行者の決定事項等に関する通知要領」(PDF)で確認

上記のサイトから、通知書式を取得(通知書式による通知が必要な場合のみ)

通知対象の通知事項において、提出が必要となる通知書式は、「発行者の決定事項等に関する通知要領」で確認してください。

通知書式に必要事項を入力し、PDFファイルに変換

PDFファイルの名称を「証券コード(4桁)商号」(例:801X保振商事.pdf)とする

http://www.jasdec.com/system/less/notice/index.html

発行者の通知事項 | 証券保管振替機構 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス(D) http://www.jasdec.com/system/less/notice/ 移動

HotMailの無料サービス Windows Windows Media

English サイトマップ よくあるご質問 用語集 検索

投資家の皆様へ

証券保管振替機構

HOME > 制度について > 株式等振替制度 > 発行者の通知事項

文字サイズ 小 中 大

発行者の通知事項

振替株式の発行者

振替新株予約権付社債の発行者

振替投資口の発行者

振替優先出資の発行者

振替上場投資信託受益権の発行者

振替新株予約権の発行者

株式等振替制度についてのお問い合わせ先

株式業務部 システム第一部

インターネット

弊社ホームページ
(Target保振サイトではありません)

クリックすると「通知要領」
及び「通知書式」を
掲載する画面が
表示される

Target保振サイトにログインし、「届出書類」「登録」を選択

メイン画面の階層1で「発行会社」、階層2で「株式等の振替に関する業務規程施行規則第6条に基づく通知書」、階層3で「株式及び優先出資」を選択

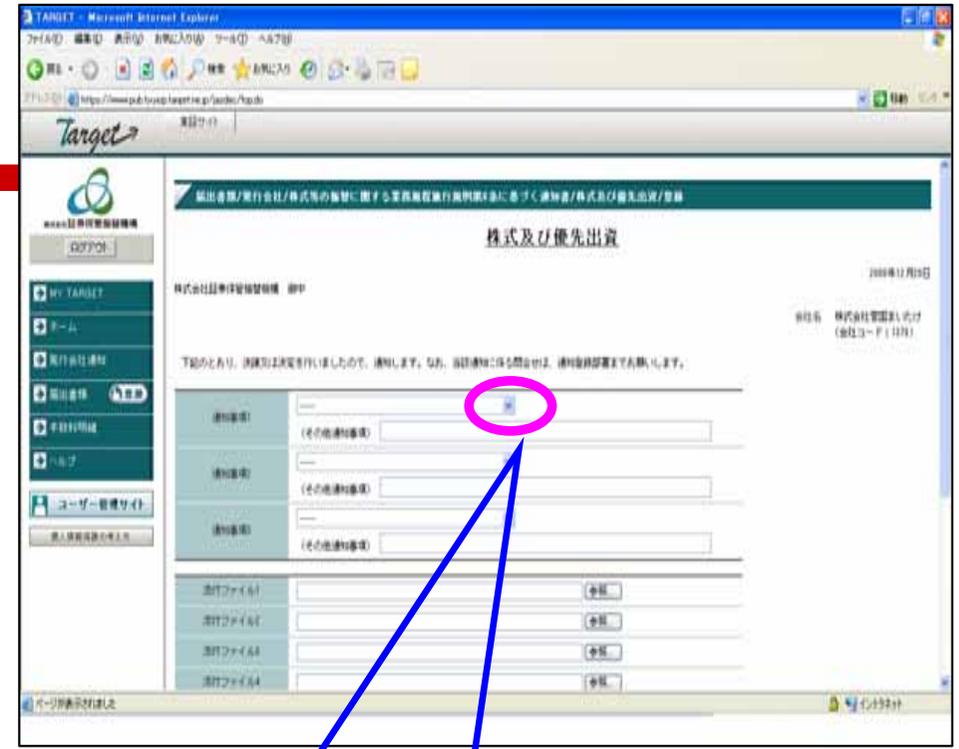
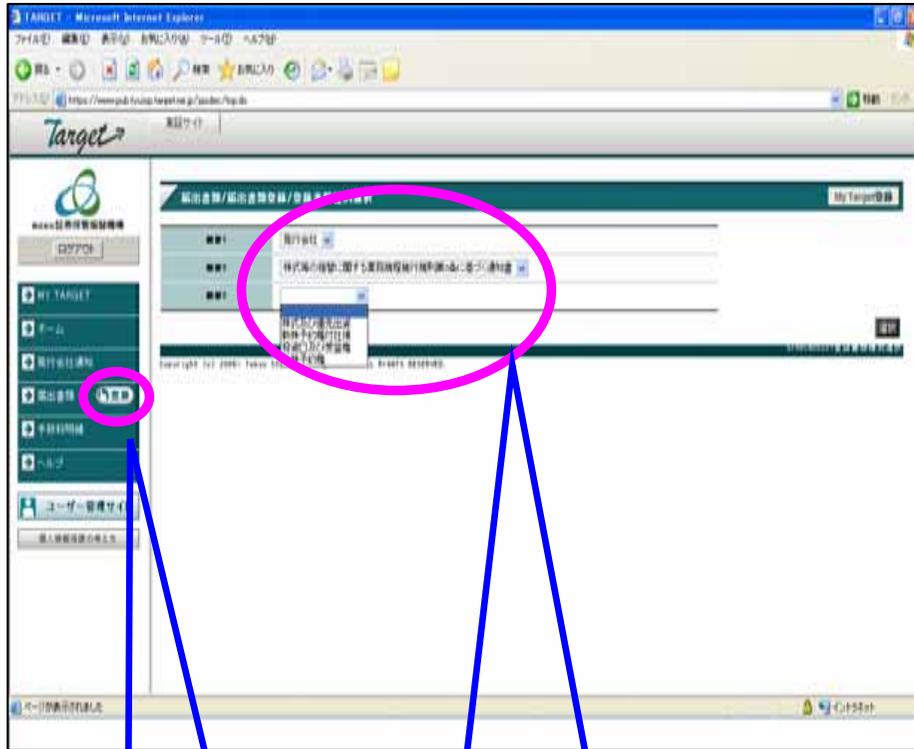
定款及び株式取扱規則のPDFを提出する場合、階層2で選択する項目は「定款等の変更」となり、「総株主通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)」、「総株主通知等請求書」及び「手数料請求先等に関する届出書」を提出する場合、階層2で選択する項目は「その他」となります。

通知事項を選択

複数の通知事項を同時に通知する場合は、複数の通知事項の選択が必要です。

(ひとつの適時開示資料に「商号変更」、「株式移転」等の二つの通知事項に係る内容が記載されている場合等)

選択する通知事項については、「発行者の決定事項に関する通知要領」を参照してください。



届出書類
の登録ボタ
ンを押下

階層1：発行会社

階層2：株式等の振替に関する業務規程
・ 施行規則第6条に基づく通知書

階層3：株式及び優先出資

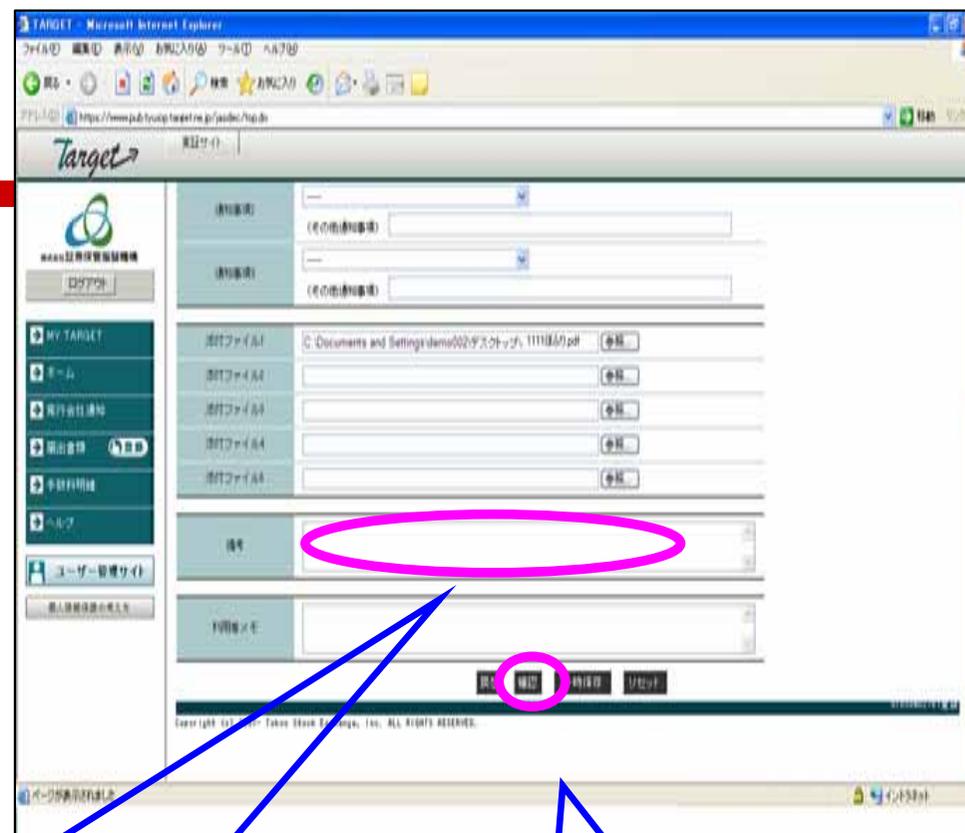
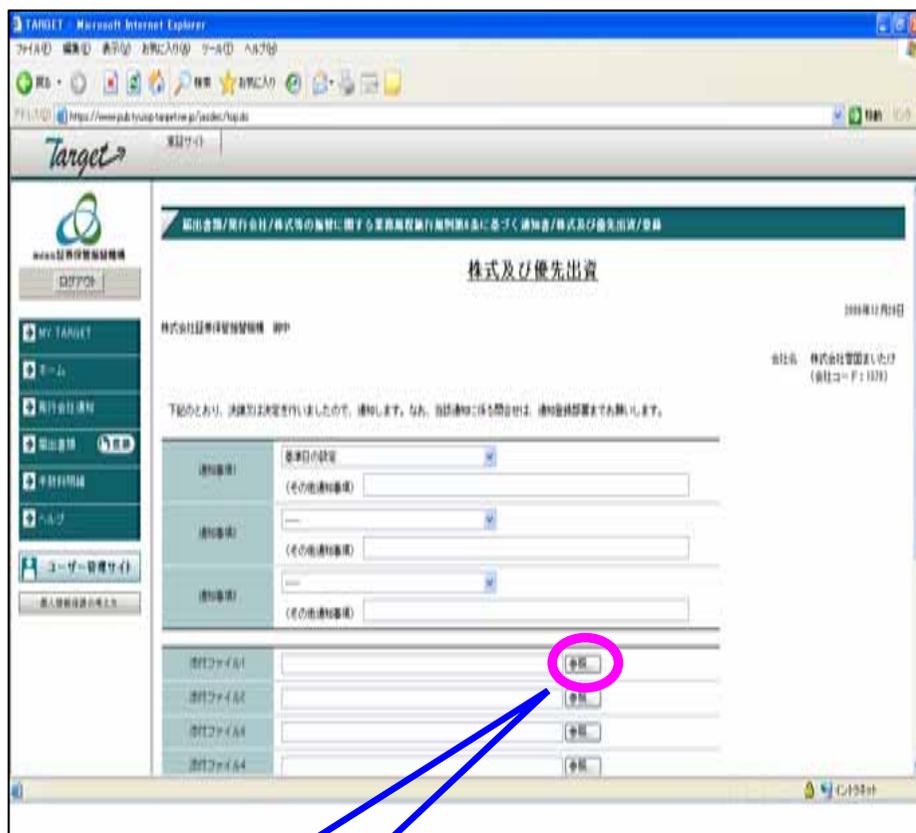
通知事項1をプルダウン選択
複数通知事項がある場合は
通知事項2・3も選択

提出対象の通知書類ファイルを添付

5ファイルまで添付可能です。5ファイルを超える場合は、2回に分けて通知してください。
適時開示資料の標題及び開示日時を備考欄に入力(「開示資料の代用による通知」を行う場合のみ。開示資料を添付する場合は不要。)

確認 実行又は一時保存

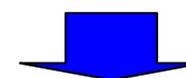
一時保存は、添付資料の差替を行う可能性がある場合、通知書類の再鑑を行う必要がある場合等に利用してください。



作成したPDF
ファイルを添付
(ファイルは5つ
まで添付可能)

適時開示資料の標題及び開示日
時を入力 (「開示資料の代用に
よる通知」の場合のみ(開示資料
のPDFファイルを添付する場合は不
要となります。))

確認ボタン押下



実行ボタン押下

□ 機構による通知書類の受理等

各営業日の15時までに提出を受けた通知書類については、原則として、当日中のうちに、次のいずれかのステータスに変更する

- 手続中
- 再登録
- 不受理・・・受理されなかった旨のメール配信あり
- 受理・・・・・・受理された旨のメール配信あり

通知書類の記載内容に誤りや不備がある場合にはステータスを「再登録」とし、「運営者メモ」に誤り等の内容を記載します。この場合は、「運営者メモ」を確認のうえ、不備事項を解消し、通知書類を再提出してください。なお、「再登録」の場合は、受理されなかった旨のメールの配信を行っていませんので、通知の提出後は、お手間ですが、適宜ステータスを確認いただきますようお願いいたします。

階層選択に誤りがある場合及び通知する必要がない通知を行った場合にはステータスを「不受理」としています。

□ 通知書類の訂正、変更及び取消し

□ 提出方法

・訂正、変更及び取消し(以下「訂正等」という。)に係る適時開示資料等がある場合は、当該資料を添付する

又は

・訂正等に係る適時開示資料等が無い場合は、所定の書式に訂正等の内容を入力して提出

□ 通知事項の選択

訂正等の対象とする通知と同じ通知事項を選択

3. 通知事項に関する留意点等

(1) 第三者割当増資

ST98-01-02

募集株式の募集事項(第三者割当て)

株式会社 証券保管振替機構 御中

提出日 平成 年 月 日

会社名					
銘柄コード					
連絡先部署					
連絡者の 役職・氏名					
電話番号	-	-			

募集株式の募集事項について、以下の事項を通知します。

1. 発行時DVPの利用の有無	あり ・ なし
2. 払込取扱銀行名 1 (申込取扱場所)	
3. 割当先の氏名又は名称	
4. 割当先の新規記録先口座の加入者口座コード	
5. 口座通知情報データの受付開始日 2	平成 年 月 日
6. 新規記録日 3	平成 年 月 日
7. 添付書類 4	
8. 備考	

a. 通知書類作成時における留意点等

- 「4. 割当先の新規記録先口座の加入者口座コード」の確認方法
「加入者口座コード」とは、証券会社等の口座管理機関が附番する21桁のコードのことです。割当先(引受人のこと。以下同じ。)の当該コードについては、割当先が口座を開設する証券会社等が把握していますので、割当先を通じて確認してください。

- 「5. 口座通知情報データの受付開始日」の確認方法
「口座通知情報データの受付開始日」とは、割当先による口座通知の取次の請求に基づき、口座管理機関 機構 株主名簿管理人へと流れるデータの株主名簿管理人における受付開始日のことです(「第三者割当増資の標準処理日程」参照)。第三者割当の日程に応じて株主名簿管理人が設定しますので、株主名簿管理人に確認してください。

- 「6. 新規記録日」に係る調整
第三者割当増資に係る新規記録日については、標準処理日程では、払込日の二営業日後としていますが、日程の関係等により、それ以外の日が新規記録日となる場合がありますので、割当先、株主名簿管理人等とあらかじめ調整を行ってください。

b. その他の留意点等

□ 割当先への口座開設の依頼

発行会社が第三者割当を決議・決定した時点で、割当先が割当を受ける株式を新規記録する口座を開設していない場合は、早急に口座を開設するよう依頼してください。

□ 割当先への提示書面の交付等

割当先による口座通知の取次の請求が行われず、第三者割当増資に係る新規記録手続が、当機構が「株式等の振替に関する業務規程」に定める方法に則って行われず、関係者間で混乱が生じるケースが散見されております。第三者割当増資を実施する場合は、割当先に口座通知の取次請求に係る提示書面を交付し、口座開設先の証券会社等に口座通知の取次請求を行うよう依頼してください。

□ 新規記録日よりも前の日に基準日がある場合

基準日が払込期日以降の日でかつ新規記録日よりも前の日である場合、割当先は、当該基準日に係る総株主通知の通知対象となりません。その場合には、株主名簿管理人は、総株主通知の通知対象とならない割当先を株主名簿の記載対象とする必要があります。

(2) 自己株式の消却

ST98-05

自己株式の消却					
株式会社 証券保管振替機構 御中			提出日	平成 年 月 日	
会社名					
銘柄コード					
消却者印番					
消却者の 役職・氏名					
電話番号	- - -				

自己株式の消却について、以下の事項を通知します。

1. 一部抹消により減少の記録がされる会社の口座の加入者口座コード	
2. 添付書類等 ²	
3. 備考	

a. 通知書類作成時における留意点等

- 「一部抹消により減少の記録がされる会社の口座の加入者口座コード」の確認方法

発行会社の加入者口座コードについては、自己株式の消却対象となる株式を管理する口座を開設する口座管理機関(株主名簿管理人・証券会社)が把握していますので、当該口座管理機関に確認してください。

b. その他の留意点等

□ 消却の効力発生日

振替法158条に規定される株式の消却に関する会社法の特例により、振替株式の消却の効力は、振替口座簿における減少の記載又は記録がされた日に生ずることとなっていますので、機構及び口座管理機関の営業日以外の日を自己株式の消却の効力発生日とすることはできません。

□ 消却数量の決定について

株主名簿管理人から機構に対して送信する自己株式の消却に係る株式の一部抹消通知(自己株式の消却の標準処理日程の「一部抹消通知データ」のこと)等の標準的な処理の関係から、自己株式の消却に係る株式の数については、原則として、消却日の前営業日から起算して二営業日前の日までに決定してください。

自己株式の消却の標準処理日程

参考

日程	決議日	～	X-2週間	～	X-2まで	X-1	消却日 X
発行者							
TA							
機構							
口座管理機関							
備考							

発行者の決定事項等の通知

機構による通知

一部抹消申請

一部抹消通知データ

一部抹消通知情報データ

9:00に抹消する。

一部抹消

一部抹消

機構加入者別口座処理明細表

口座処理結果ファイル (TA用) (処理明細)

9:00に抹消する。

(3) 合併等(消滅会社等 = 非上場会社)

ST98-07-03

吸収合併(吸収合併存続会社の通知)

株式会社 証券保管振替機構 御中

提出日 平成 年 月 日

会社名					
銘柄コード					
連絡先部署					
連絡者の 役職・氏名					
電話番号	-	-			

吸収合併について、以下の事項を通知します。

1. 移転株式の記録先口座およびその数 1	加入者口座コード		株式数
	(1)		株
	(2)		株
	(3)		株
2. 消滅会社 2の 株券喪失登録 された株式の数			
3. 添付書類等 3			
4. 備考			

□ 通知書類作成時の留意点等

□ 通知の要否について

非上場会社を消滅会社等とする合併等を行う場合で、消滅会社等の株主に対して振替株式を交付する場合には、機構に対する通知が必要になります。

□ 「1. 移転株式の記録先口座及びその数」の確認方法

消滅会社等の株主に対して交付する振替株式として、存続会社等の自己株式を移転する(代用自己株式として用いる)場合には、当該自己株式の数及び加入者口座コードを、当該自己株式を管理する口座を開設する口座管理機関(株主名簿管理人・証券会社)に確認してください。

□ 「2. 消滅会社の株券喪失登録された株式の数」

消滅会社等が発行する株式のうち、株券喪失登録されたものの有無及び当該喪失登録された株式の数を消滅会社等に確認してください。

合併等: 吸収合併、新設合併、株式交換、株式移転のこと

消滅会社等: 吸収合併消滅会社、新設合併消滅会社、株式交換完全子会社、株式移転完全子会社のこと

存続会社等: 吸収合併存続会社、株式交換完全親会社のこと

(4) 合併等(消滅会社等 = 上場会社)

ST98-07-02

吸収合併(吸収合併消滅会社の通知 株式数確定後)

株式会社 証券保管振替機構 御中

提出日 平成 年 月 日

会社名					
銘柄コード					
連絡先部署					
連絡者の 役職・氏名					
電話番号	-	-			

吸収合併について、対価の割当ての対象とならない株式の数が確定したので、以下のとおり通知します。

1. 自己株式の記録 先口座 1	加入者口座コード		株式数
	(1)		株
(2)		株	
(3)		株	
2. その他株式の記録 先口座 2	その他の株式 の銘柄名称		銘柄コード
	加入者口座コード		株式数
	(1)		株
	(2)		株
(3)		株	

ST98-19-02

公示情報(合併等)

1. 銘柄名称	
2. 銘柄コード(5桁)	
3. 株式の内容	
4. 単元株式数	株
5. 新規記録日	平成 年 月 日
6. 合併等に際して発行する株式の総数	株

□ 通知書類作成時の留意点

□ 「1. 自己株式の記録先口座」の確認方法等

存続会社等の株式の割当てを受けない自己株式を消滅会社等が保有する場合には、当該自己株式を管理する口座管理機関に加入者口座コード及び株式数を確認してください。なお、自己株式の記録先口座等に関しては、合併契約時等における通知(「吸収合併(吸収合併消滅会社の通知)」)と合併等に係る株主確定日の前営業日における通知(「吸収合併(吸収合併消滅会社の通知 株式数確定後)」)の都合二回提出をいただくことになります。

□ 「2. その他株式の記録先口座」の確認方法等

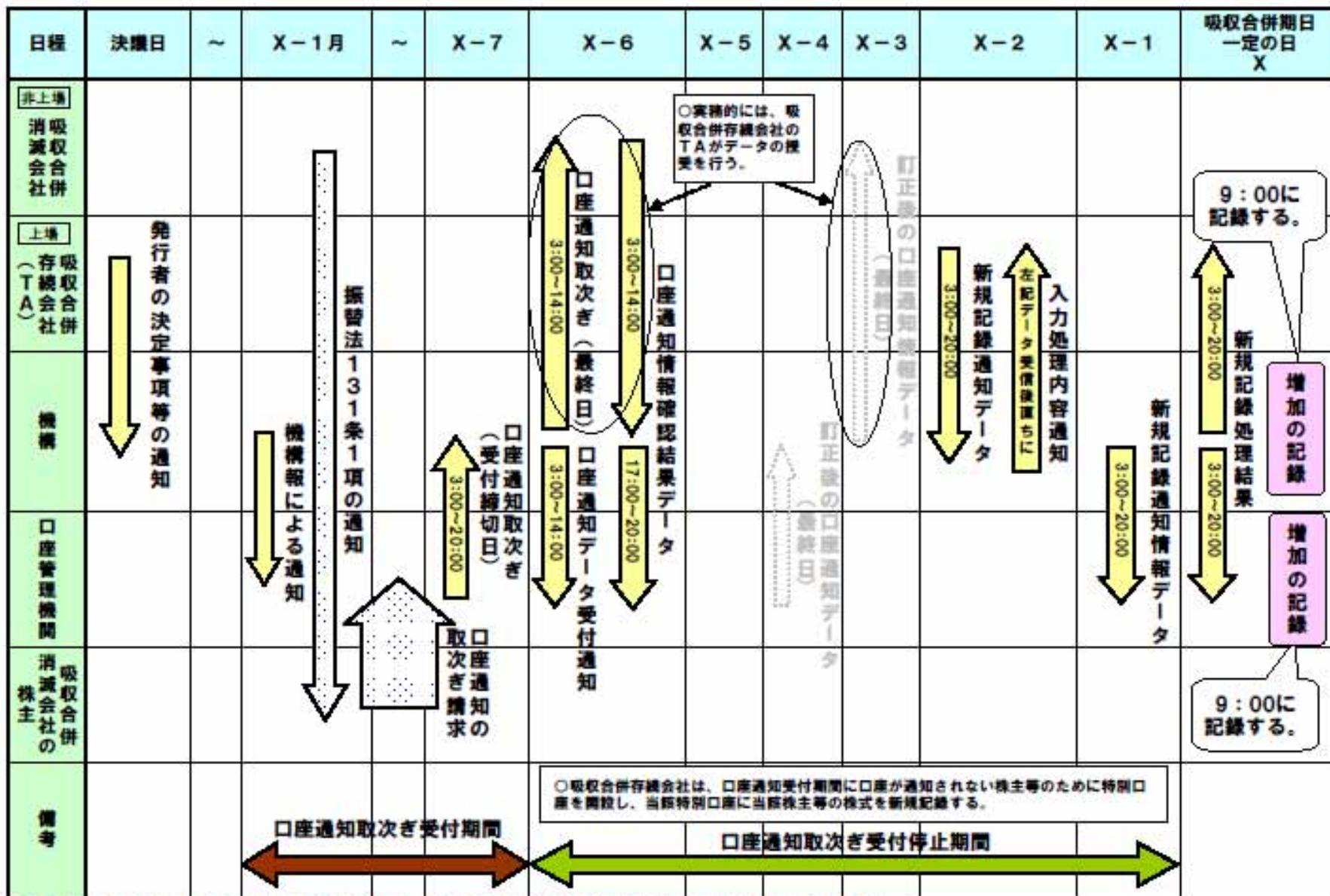
消滅会社等が複数存在する場合で、通知を行う消滅会社等が存続会社等の株式の割当てを受けない他の消滅会社等の株式を保有するときは、自己株式と同様に当該株式を管理する口座管理機関への確認及び機構への通知が必要になります。

□ 公示情報PDFの記載内容等

合併等の場合には、機構は、振替法162条に基づく銘柄情報の公示を発行会社から提出される公示情報PDFを機構のホームページにアップロードすることにより行います。当該公示情報PDFには、存続会社等の銘柄名称、銘柄コード、株式の内容(普通株式・種類株式の別)、単元株式数、新規記録日及び合併等に際して発行する株式の総数を記載してください。

吸収合併（非上場）の標準処理日程

参考



(注1) 吸収合併消滅会社の株式が非振替株式、吸収合併存続会社の株式が振替株式である場合の手続。

(5) 単元未満株式の売渡請求の取次

ST98-15-05

単元未満株式の売渡請求受付期間

株式会社 証券保管振替機構 御中

提出日 平成 年 月 日

会社名					
銘柄コード					
連絡先部署					
連絡者の 役職・氏名					
電話番号	-	-			

単元未満株式の売渡請求の受付期間について、以下のとおり通知します。

1. 受付開始(再開)日	月 日
2. 受付停止期間	月 日 ~ 月 日
3. 受付停止日	月 日
4. 受付終了日	月 日

□ 事務取扱の変更

発行会社が単元未満株式の売渡請求の取次を開始・停止・再開・終了することを決定した場合の機構への通知書類の提出は、発行会社の代わりに株主名簿管理人が行ってきましたが、本年6月1日より、当該通知事項についても、他の通知事項と同様に、発行会社自らが機構に通知書類を提出する事務取扱の変更を行うことといたしました。

□ 取次の開始時期等に関する留意点

口座管理機関及び機構において、売渡請求の取次の開始等を行う日は、機構から口座管理機関に対する周知の関係から、通知書類提出日の翌々営業日以降の日となりますのでご注意ください。

□ その他の留意点

単元未満株式の売渡請求の取次の開始等を決定するにあたっては、自己株式の状況を管理する株主名簿管理人とご調整ください。

(6) 正当な理由に基づく総株主通知請求

ST80-01
（株主通知等請求書）

総株主通知等請求書

平成 年 月 日

株式会社証券保管振替機構
株式業務部株主通知業務室 御中

会 社 名 _____
 代表者又は代表者 _____
 代理人の姓・氏名 _____ (印)
 担当者の姓・氏名 _____
 連絡先の電話番号 () - _____

当社は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第8項及び貴社が定める株式等の振替に関する業務規程第151条第1号の規定に基づき、総株主通知（総投資主通知又は総優先出資者通知）請求を行いますので、同条第2号に従い、下記1. のとおり届け出ます。
 なお、この届出に基づく請求にあたっては、下記2. に掲げる場合のいずれにも該当する事実がないことを確約いたします。

記

1. 総株主通知請求の内容

総株主通知対象銘柄	
銘柄コード	株主確定日 平成 年 月 日
総株主通知 請求の理由 （該当するものを選択し て○を付してください （複数指定可。））	<input type="checkbox"/> 法令、上場規則、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主に対して通知をするため <input type="checkbox"/> 法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは金融商品取引所に提供するため <input type="checkbox"/> 株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主（振替投資口の投資主又は振替優先出資の優先出資者）共通の利益のためにする行為をするため <input type="checkbox"/> 上場廃止、免許取消しその他又は他発行者又は株主（投資主又は優先出資者）に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるため <input type="checkbox"/> 定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたため

2. 正当な理由が認められない場合

- (1) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
- (2) 犯罪目的を有するとき。
- (3) 公序良俗に反するとき。
- (4) 第三者への濫えいを目的とするとき。
- (5) 株主に対する営業行為を行う目的であるとき。
- (6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

以 上

【記載上の注意】
 (1) 「普通株式」の場合の銘柄コードは、5桁（4桁のコード番号の末尾は「0」）になります。
 (2) 本請求書の提出は、株主確定日の前営業日を起算日として9営業日前の日までに行ってください。

※ 当機構は、本書面に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主権大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本書面に基づく発行者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
 ※ 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（<http://www.jasdec.com>）に掲載されておりますので、適宜ご確認ください。

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 機構発行用印 </td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> </td> </tr> </table>		機構発行用印		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
	機構発行用印				
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>				

a. 請求書作成時の留意点等

□ 「株主確定日」について

総株主通知請求書を提出しようとする日から8営業日以内の日を株主確定日として指定することはできません。(株主確定日の前営業日から起算して9営業日前の日までに機構に提出する必要があります。)

□ 「総株主通知請求の理由」について

総株主通知請求の理由については、「総株主通知の請求・情報提供に関する正当な理由の解釈指針」に基づき、発行会社でご判断いただく必要がございます。

□ 機構への提出方法

総株主通知請求書には、押印欄がありますが、機構への提出は、原則として、Target保振サイトにより行うこととなります。その場合の、Target保振サイトの階層2は「株式等の振替に関する業務規程施行規則第6条に基づく通知書」ではなく「その他」になります。なお、Target保振サイトにより機構に提出する場合は、書類への押印は不要です。

b. その他の留意点

□ 手数料等

総株主通知等手数料の機構への支払い及び株主名簿の作成に係る株主名簿管理人への費用の支払いが必要となります。

□ 金融商品取引所への通知

総株主通知の請求を行う場合には、機構への通知のほか、上場する金融商品取引所への通知が必要となります。

(7) 四半期会計期間の末日に係る総株主通知請求

ST01-05
(平成13年3月13日訂)

総株主通知請求に係る届出書（四半期会計期間の末日用）
(株式等振替制度<株式>用) 平成 年 月 日

株式会社証券保管振替機構
株式業務部株主通知業務室 御中

会社名 _____
代表者又は代表者 _____
代理人の役職・氏名 _____ (印)
担当者の役職・氏名 _____
連絡先の電話番号 () _____

当社は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第8項及び株式等の振替に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第151条第1項の規定に基づき、四半期会計期間の末日（業務規程第144条各号に掲げる日のいずれかに該当する場合を除く。以下同じ。）を株主確定日とする総株主通知の請求を当該四半期会計期間の末日が到来する都度行うことといたしましたので、業務規程第151条第1項及び同施行規則第195条第2項の規定に基づき、下記1. のとおり届け出いたします。

なお、この届出に基づく請求にあたっては、下記2. に掲げる場合のいずれにも該当する事実がないことを確約いたします。また、当社が別に本届出の取下げに関する届出を行うまでの間に開始した事業年度において、貴社が本届出を有効なものとして取り扱うことに同意いたします。

記

1. 総株主通知に係る請求の内容

(1) 銘柄コード
(2) 銘柄名
(3) 四半期会計期間の末日	① 月 日 ② 月 日
(4) 請求理由	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の4の7第1項の規定により提出する四半期報告書において、議決権の状況等の株主に関する情報を適切に開示するため。

2. 正当な理由が認められない場合
 (1) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
 (2) 犯罪目的を有するとき。
 (3) 公序良俗に反するとき。
 (4) 第三者への漏えいを目的とするとき。
 (5) 株主に対する営業行為を行う目的であるとき。
 (6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

以上

(記載上の注意)
 (1) 本届出書の提出については、機構が取扱いを開始する日又は本届出に基づく請求を行う事業年度の開始の日前に行ってください。
 (2) 「普通株式」の場合の銘柄コードは、5桁（4桁のコード番号の末尾に「0」）になります。

※ 当機構は、本書面に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本書面に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
 ※ 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（<http://www.jasdec.com>）に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄

ST98-13-09

定款変更（決算期の変更）

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名			
銘柄コード
連絡者部署			
連絡者の役職・氏名			
電話番号

決算期の変更に関する定款の変更について、以下の事項を通知します。

1. 変更後の定款の効力発生日	平成 年 月 日				
2. 新決算期	決算期日		中間決算期日		
3. 定款に定める剰余金の配当基準日等	基準日①	基準日②	基準日③	基準日④	基準日⑤
	基準日⑥	基準日⑦	基準日⑧	基準日⑨	基準日⑩
3. 変則事業年度	変則事業年度(1)		平成 年 月 日～平成 年 月 日		
	変則事業年度(2)		平成 年 月 日～平成 年 月 日		
4. 添付書類等				
5. 備考	【四半期会計期間の末日基準日の届出を行っている場合のみ】 ① 変則事業年度(1)についての 四半期会計期間の末日:(月 日、月 日) ② 変則事業年度(2)についての 四半期会計期間の末日:(月 日、月 日) ③ 新決算期における 四半期会計期間の末日:(月 日、月 日)				

以上

a. 請求書作成時の留意点等

□ 届出及び取下げの手續の期限

四半期会計期間の末日に係る総株主通知請求の届出及び取下げを行う場合は、届出及び取下げの適用対象となる事業年度の開始日の前日までに手続きを行う必要があります。既に適用対象となった事業年度中に当該事業年度分の届出及び取下げはできません。

□ 機構への提出方法

「総株主通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)」の機構への提出方法は、「総株主通知請求書」と同じになります。

□ 決算期変更時の四半期会計期間の末日の取扱い

決算期変更を行った場合の、変則事業年度及び新決算期における四半期会計期間の末日については、「定款変更(決算期の変更)」に当該四半期会計期間の末日を記載してください。この場合、「総株主通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)」の提出は不要です。

b. その他の留意点

□ 手数料等

四半期会計期間の末日に係る総株主通知は、機構への総株主通知等手数料の支払いの対象外となりますが、株主名簿管理人への株主名簿の作成に係る費用の支払いは必要になります。

□ 取引所への通知

機構への通知のほか、上場する金融商品取引所への通知が必要になります。

(8) その他の通知事項に関する留意点

a. 定款及び株式取扱規則の変更

□ 定款の変更

定款の変更を行った場合には、変更内容が機構が予め定める事項(通知要領に記載する事項)に該当する場合のみ当該事項についての通知及び変更後の定款の提出が必要になります。なお、株券電子化の対応に係る定款の変更の場合には、変更後の定款の提出は不要です。

□ 株式取扱規則の変更

株式取扱規則の変更を行った場合、変更の内容に係らず、変更後の株式取扱規則の機構に対する提出が必要になります。

b. 基準日の設定

臨時株主総会に係る基準日、剰余金の配当基準日、総株主通知請求に係る株主確定日及び合併等に係る株主確定日等の基準日を設定する場合には、機構、株主名簿管理人及び口座管理機関における株主確定の処理の関係から、基準日間の間隔を7営業日以上空ける必要があります。

c. 取得条項付株式の全部取得及び全部取得条項付種類株式の取得

□ 取得の効力発生日に関する留意点

振替法157条の「取得条項付株式等に関する会社法の特例」では、取得条項付株式及び全部取得条項付種類株式の取得の効力は、振替口座簿における株式の記載又は記録の抹消がされた日に生じるとされていますので、機構及び口座管理機関の営業日以外の日を取得日とすることはできません。

□ 取得に係る総株主通知

機構は、取得条項付株式及び全部取得条項付種類株式の取得に関して、発行会社による基準日の設定の有無にかかわらず、取得の効力発生日(全部抹消日)の前日(実質上は前営業日)を株主確定日として総株主通知を行います。

d. 所在不明株主の株式売却に係る異議申述の公告

所在不明株主の株式売却に係る異議申述の公告を行なった場合、所在不明株主の株式を管理する口座が特別口座だけの場合でも機構への通知が必要になります。

(9) よくあるご質問

□ 定款・株式取扱規則の変更について

Q 1 . 定款の変更に係る機構への通知につき、通知要領に記載している「 1 . その他機構が定める場合」とは、具体的にはどのような場合なのか。

A 1 . 現在想定している事例はありませんが、通知が必要な状況となった場合には、発行会社通知等で連絡いたします。

Q 2 . 定款・株式取扱規則の変更を予定しているが、変更後の定款は、機構にはいつ提出すればよいか。

A 2 . 変更後の定款・株式取扱規則の効力発生日後、速やかにご提出してください。なお、定款の変更内容に係る通知書類は決議・決定後速やかに提出してください。

Q 3 . 変更後の定款・株式取扱規則を機構に提出する場合、提出するのは変更箇所のみでよいか。

A 3 . 変更した箇所を含め、すべてご提出ください。

Q 4 . 変更した定款・株式取扱規則を機構に提出するが、提出方法は書面か。

A 4 . 変更した定款・株式取扱規則は書面ではなく、貴社にてPDFファイルにご変換のうえ、Target保振サイトよりご提出ください。なお、原本証明は不要です。

□ 第三者割当増資の通知書式の記載における加入者口座コードについて

- Q 1 . 第三者割当増資の割当先が口座開設途中で、通知書式に割当先の加入者口座コードが記載できず、機構に通知書類の提出ができない場合はどうすればよいか。
- A 1 . 第三者割当増資の効力発生日まで日数がある場合は、発行会社が第三者割当増資の引受人の加入者口座コードを確認されてから、また、第三者割当増資の効力発生日が近い場合は、加入者口座コードは別途ご通知いただくことで結構ですので、その他の通知項目について、先に機構にご連絡ください。

□ 合併・株式交換・株式移転時の公示情報（合併等）の記載について

Q 1 . 「新規記録日」の日付はいつになるのか。

A 1 . 各コーポレートアクションの効力発生日となります。ただし、効力発生日が休業日の場合は、直後の営業日となります。

Q 2 . 「合併等に際して発行する株式の総数」欄に記載する株式数について教えてほしい。

A 2 . 合併等に際して、存続会社等が消滅会社等の株主に対して交付する株式のうち、新規に発行する株式数のことです。

Q 3 . 合併等に際して、存続会社等が消滅会社等の株主に対して交付する株式は、全て存続会社が保有する自己株式で充当することから新規に株式を発行しないが、この場合に公示情報PDFを提出する必要はあるか。

A 3 . ご提出は不要です。その場合は、通知書式の備考欄にその旨を記載してください。

□ その他

Q 1 . 合併等の際、株券電子化前において、存続会社等はコーポレートアクションでの株式割当の対象とならない株式数を自己株式等預託通知書にて通知していたが、現在も自己株式等預託通知書を提出する必要はあるか。

A 1 . 株式等振替制度移行に伴い、自己株式等預託通知書による通知は廃止いたしましたので、ご提出は不要です。

なお、株券電子化前において、自己株式等預託通知書でご通知いただいていた内容は、各コーポレートアクションの通知書式に記載いただくことになっております。

4. その他

□ 手数料明細について

別冊「株式振替制度の手数料について」及び「手数料明細票作成ツールマニュアル・発行会社編」を貴社の経理担当者にお渡してください。

□ 本説明会の内容・機構への通知に関するお問合せ先

株式会社 証券保管振替機構

株式業務部 発行者担当

TEL: 03 - 3661 - 1836

説明会配布資料の一部修正等について

本資料は、説明会で配布した資料に、以下の修正等を行っています。

□ 3～5頁

説明会において口頭で説明を行った、株券電子化後に新たに通知が必要となった通知事項を、欄外注記として追記

□ 15頁

メーリングリストの設定に係る記述を削除(「不受理」「受理」の通知は、メーリングリストの設定は不要)